

## 平成24年3月分から 協会けんぽの保険料率が変わります

協会けんぽは厳しい医療保険の財政状況の中、健康保険料について昨年、一昨年と引上げをお願いいたしました。状況は依然として厳しく、本年3月分の保険料(4月納付分)から、兵庫支部の健康保険料率は10.00%への引上げをお願いせざるを得なくなりました。

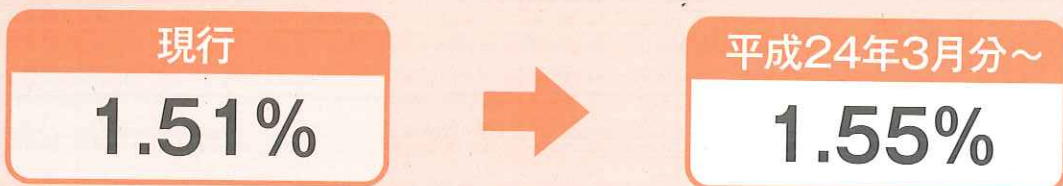
厳しい経済状況の中ではありますが、加入者の皆様の医療・健康・生活を支えるため加入者・事業主の方々には、このようなご負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

被保険者の皆様にもお知らせいただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

### 健康保険料率



### 介護保険料率



- ▶40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
  - ▶変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、3月分(4月納付分)からとなります。
- また、賞与については、支給日が3月1日分からとなります。

(保険料額表は裏面を参照)

### 〈特定保険料率、基本保険料率について〉

健康保険料率(10.00%)のうち、5.99%分は加入者の皆様の医療費等に充てられる基本保険料率となり、4.01%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

また、特定保険料率の理解を深めていただくため、事業主の皆様におかれましては、被保険者負担分の保険料を徴収する際には、給与明細書等に健康保険料率の内訳として特定保険料率と基本保険料率を示すなど、特定保険料について、被保険者に周知していただきますようご理解とご協力をお願いします。

- ◆保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。
- ◆健康保険組合における保険料額等については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。

### 安定した健康保険制度のために

将来の安心のために  
制度の見直しを  
国に求めています。

- 国庫補助の法的上限(20%)までの増額
- 拠出金負担の重い高齢者医療制度の見直し



# 平成24年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

健康保険料率：平成24年3月分～ 適用    厚生年金保険料率：平成23年9月分～平成24年8月分 適用  
 介護保険料率：平成24年3月分～ 適用

(兵庫県)

(単位:円)

標準報酬			報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)			
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者等		坑内員・船員	
等級	月額	日額	10.00%		11.55%		16.412%※		16.944%※		
			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
			円以上	円未満							
1	58,000	1,930	~	63,000	5,800.0	2,900.0	6,699.0	3,349.5			
2	68,000	2,270	63,000	~ 73,000	6,800.0	3,400.0	7,854.0	3,927.0			
3	78,000	2,600	73,000	~ 83,000	7,800.0	3,900.0	9,009.0	4,504.5			
4	88,000	2,930	83,000	~ 93,000	8,800.0	4,400.0	10,164.0	5,082.0			
5(1)	98,000	3,270	93,000	~ 101,000	9,800.0	4,900.0	11,319.0	5,659.5	16,083.76	8,041.88	
6(2)	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	10,400.0	5,200.0	12,012.0	6,006.0	17,068.48	8,534.24	
7(3)	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	11,000.0	5,500.0	12,705.0	6,352.5	18,053.20	9,026.60	
8(4)	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	11,800.0	5,900.0	13,629.0	6,814.5	19,366.16	9,683.08	
9(5)	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	12,600.0	6,300.0	14,553.0	7,276.5	20,679.12	10,339.56	
10(6)	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	13,400.0	6,700.0	15,477.0	7,738.5	21,992.08	10,996.04	
11(7)	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	14,200.0	7,100.0	16,401.0	8,200.5	23,305.04	11,652.52	
12(8)	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	15,000.0	7,500.0	17,325.0	8,662.5	24,618.00	12,309.00	
13(9)	160,000	5,330	155,000	~ 165,000	16,000.0	8,000.0	18,480.0	9,240.0	26,259.20	13,129.60	
14(10)	170,000	5,670	165,000	~ 175,000	17,000.0	8,500.0	19,635.0	9,817.5	27,900.40	13,950.20	
15(11)	180,000	6,000	175,000	~ 185,000	18,000.0	9,000.0	20,790.0	10,395.0	29,541.60	14,770.80	
16(12)	190,000	6,330	185,000	~ 195,000	19,000.0	9,500.0	21,945.0	10,972.5	31,182.80	15,591.40	
17(13)	200,000	6,670	195,000	~ 210,000	20,000.0	10,000.0	23,100.0	11,550.0	32,824.00	16,412.00	
18(14)	220,000	7,330	210,000	~ 230,000	22,000.0	11,000.0	25,410.0	12,705.0	36,106.40	18,053.20	
19(15)	240,000	8,000	230,000	~ 250,000	24,000.0	12,000.0	27,720.0	13,860.0	39,388.80	19,694.40	
20(16)	260,000	8,670	250,000	~ 270,000	26,000.0	13,000.0	30,030.0	15,015.0	42,671.20	21,335.60	
21(17)	280,000	9,330	270,000	~ 290,000	28,000.0	14,000.0	32,340.0	16,170.0	45,953.60	22,976.80	
22(18)	300,000	10,000	290,000	~ 310,000	30,000.0	15,000.0	34,650.0	17,325.0	49,236.00	24,618.00	
23(19)	320,000	10,670	310,000	~ 330,000	32,000.0	16,000.0	36,960.0	18,480.0	52,518.40	26,259.20	
24(20)	340,000	11,330	330,000	~ 350,000	34,000.0	17,000.0	39,270.0	19,635.0	55,800.80	27,900.40	
25(21)	360,000	12,000	350,000	~ 370,000	36,000.0	18,000.0	41,580.0	20,790.0	59,083.20	29,541.60	
26(22)	380,000	12,670	370,000	~ 395,000	38,000.0	19,000.0	43,890.0	21,945.0	62,365.60	31,182.80	
27(23)	410,000	13,670	395,000	~ 425,000	41,000.0	20,500.0	47,355.0	23,677.5	67,289.20	33,644.60	
28(24)	440,000	14,670	425,000	~ 455,000	44,000.0	22,000.0	50,820.0	25,410.0	72,212.80	36,106.40	
29(25)	470,000	15,670	455,000	~ 485,000	47,000.0	23,500.0	54,285.0	27,142.5	77,136.40	38,568.20	
30(26)	500,000	16,670	485,000	~ 515,000	50,000.0	25,000.0	57,750.0	28,875.0	82,060.00	41,030.00	
31(27)	530,000	17,670	515,000	~ 545,000	53,000.0	26,500.0	61,215.0	30,607.5	86,983.60	43,491.80	
32(28)	560,000	18,670	545,000	~ 575,000	56,000.0	28,000.0	64,680.0	32,340.0	91,907.20	45,953.60	
33(29)	590,000	19,670	575,000	~ 605,000	59,000.0	29,500.0	68,145.0	34,072.5	96,830.80	48,415.40	
34(30)	620,000	20,670	605,000	~ 635,000	62,000.0	31,000.0	71,610.0	35,805.0	101,754.40	50,877.20	
35	650,000	21,670	635,000	~ 665,000	65,000.0	32,500.0	75,075.0	37,537.5			
36	680,000	22,670	665,000	~ 695,000	68,000.0	34,000.0	78,540.0	39,270.0			
37	710,000	23,670	695,000	~ 730,000	71,000.0	35,500.0	82,005.0	41,002.5			
38	750,000	25,000	730,000	~ 770,000	75,000.0	37,500.0	86,625.0	43,312.5			
39	790,000	26,330	770,000	~ 810,000	79,000.0	39,500.0	91,245.0	45,622.5			
40	830,000	27,670	810,000	~ 855,000	83,000.0	41,500.0	95,865.0	47,932.5			
41	880,000	29,330	855,000	~ 905,000	88,000.0	44,000.0	101,640.0	50,820.0			
42	930,000	31,000	905,000	~ 955,000	93,000.0	46,500.0	107,415.0	53,707.5			
43	980,000	32,670	955,000	~ 1,005,000	98,000.0	49,000.0	113,190.0	56,595.0			
44	1,030,000	34,330	1,005,000	~ 1,055,000	103,000.0	51,500.0	118,965.0	59,482.5			
45	1,090,000	36,330	1,055,000	~ 1,115,000	109,000.0	54,500.0	125,895.0	62,947.5			
46	1,150,000	38,330	1,115,000	~ 1,175,000	115,000.0	57,500.0	132,825.0	66,412.5			
47	1,210,000	40,330	1,175,000	~	121,000.0	60,500.0	139,755.0	69,877.5			

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

厚生年金基金に加入する  
 ・一般の被保険者の方…11.412%~14.012%  
 ・坑内員の被保険者の方…11.944%~14.544%

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率及び厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(10.00%)に介護保険料率(1.55%)が加わります。

◆等級欄の( )内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

5(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「101,000円未満」と読み替えてください。

34(30)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。

◆平成24年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と児童手当拠出金の場合は月間150万円となります。